

兵庫県立大学次期学長の選考開始に関する公示

兵庫県立大学学長選考規程（以下「規程」という。）第3条の規定に基づき、兵庫県立大学次期学長の選考について、下記のとおり公示する。

令和8年9月14日

兵庫県立大学学長選考会議

記

1 学長選考の実施理由

現学長が、令和9年3月31日をもって任期満了となるため。

2 選考機関

兵庫県立大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）

3 次期学長の任期

令和9年4月1日から令和13年3月31日まで（4年間）

ただし、現学長が選考された場合は、兵庫県立大学学長任期規程第2条第2項の規定により、令和9年4月1日から令和11年3月31日まで（2年間）

4 選考方法

推薦された学長候補者の中から次の手続きにより、書類審査及び面接の結果を総合的に勘案して、次期学長に最も適任と認められる者を選考する。

（1）推薦及び選考の基準

学長候補者の推薦及び学長選考の基準は、別紙「兵庫県立大学の次期学長に求められる資質・能力」とする。

（2）学長候補者の推薦

次のアからウに該当する者は、記載した要件により学長候補者を推薦することができる。ただし、候補者の推薦に係る署名は、アからウのいずれか1つの区分において、かつ1人の候補者の推薦に限り行うことができる。（規程第5条第4項）

※ いかなる場合も署名は一度に限られることに留意すること。

ア 理事長、副理事長、理事、副学長（法人の役員である者を除く。）、常勤の教員（教授、准教授、講師、助教及び助手の職にある者をいう。）及び職員（部長級以上の職にある者に限る。）について、教員所属組織である機構、学部、研究科、附置研究所及び教育研究施設のうち3つ以上の組織の教員を含む30人以上の連署による推薦

イ 教育研究審議会委員 5 人以上（うち 3 人以上は学部長、研究科長又は附置研究所長である委員。）の連署による推薦

ウ 経営審議会委員（外部有識者委員に限る。） 3 人以上の連署による推薦

※ 上記アからウにより推薦された学長候補者に、さらに候補者を加えることが適当であると選考会議が判断した場合は、選考会議委員 1 人につき 1 人に限り候補者を追加で推薦することがある（規程第 5 条第 6 項）。

（３）推薦手続

ア 受付期間

令和 8 年 9 月 14 日（月）から令和 8 年 10 月 19 日（月）まで

※ 受付時間は、平日の 8 時 45 分から 17 時 30 分まで（12 時から 13 時までの時間を除く。）とする。

イ 必要書類

- ① 学長候補者推薦書（様式 1）
- ② 推薦理由書（様式 1 別紙）
- ③ 学長候補者推薦人名簿（様式 2）
- ④ 同意書（様式 3）
- ⑤ 学長候補者履歴書（様式 4）

ウ 提出先

選考会議事務担当課（法人本部事務局 経営企画部 人事課）

エ 書類の補正

事務担当課による内容確認の結果、イの必要書類に不備があることが判明した時は、補正を求めることがある。その場合、事務担当課が指定した期日までに再提出された書類は、受付期間内に提出されたものとみなす。

（４）選考会議による選考手続

ア 形式審査

推薦書類について、4（2）、（3）の要件を満たしているか否か確認（形式審査）を行う。

イ 学長候補者からの所信表明書等の提出

正式に学長候補者と認められた者に対し、所信表明書（様式 5）の提出を求める。

ウ 学長候補者の公表

学長候補者の氏名、年齢及び現在の職を、本学ホームページ（選考会議のページ）に掲載する。また、提出された所信表明書は、推薦理由書とともに学内（４（２）のアからウに該当する者を基本範囲とする。）に公表する。

エ 学長予定者の選考

各学長候補者について、推薦書類、履歴書及び所信表明書の書類審査並びに面接審査を行い、４（１）の基準に照らして、これらの結果を総合的に勘案して学長予定者を決定する（面接審査：11月30日（月）15:00～17:00 実施予定）。

5 選考日程等

（１）学長予定者の決定時期

令和８年12月中を目途とする。

（２）学長予定者の公表

学長予定者を決定した場合、選考会議は学長予定者の氏名、生年月日、年齢、略歴、任期、選考の理由及び選考の経過を、速やかに理事会、経営審議会及び教育研究審議会に報告するとともに、本学ホームページ（選考会議のページ）に掲載する。